

2025年度事業計画

I. 基本方針

新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり2年が経過し、時折、医療機関や高齢者施設でクラスターが発生するものの、各々で対応できるようになっている。世界情勢に目を向けると2022年に始まったロシアのウクライナ侵攻は未だ続いており、これに起因する様々な物流の停滞が世界経済へ大きな影響を与え、国内ではガソリンといった石油燃料の高騰だけでなく、野菜、米、卵、乳製品等の生活用品も軒並み値上がりとなり、物価高が益々家計を圧迫している。そして昨年元日に起こった能登半島地震、8月に気象庁から発表された南海トラフ地震臨時情報、そして同時期に頻発したゲリラ豪雨など、地震への備えだけでなく大規模の風水害への備えも必要であることを改めて認識させられた。このような情勢の中、2025年度が始まる。

わが国では2040年に5人に1人が75歳以上の後期高齢者となる世界に類を見ない超高齢社会に突入することを念頭に置いた国の施策が着々と進められ、コロナ禍によって希薄となった地域づくりの再構築が叫ばれる昨今、これらが高齢者宅に狙いを定めた闇バイトといった強盗の未然防止に繋がることも期待されている。そして一方、経済的な理由から結婚や子どもを持つことに足踏みする人たちが増え、少子化に益々拍車がかかる事態となっている。このような背景がある中で、こども家庭ソーシャルワーカーの認定資格が創設されるなど、成育領域における貧困や虐待といった諸問題へ対応していくことが、私たち医療ソーシャルワーカーに求められている。

私たちの協会としては、今年度は「医療ソーシャルワーカーの価値の再確認」、そして「当協会の在り方を見つめ直す」ことを基本方針として活動していく。具体的には、今年度はこれまで同様に有効なツールであるオンラインを様々な場面で活用していくが、研修や講座は主として対面開催とする。これにより、会員同士が直接顔を合わせることで学びが深まるだけでなく、その繋がりが強いものとなって協会全体の活動が活発なものになることを期待している。また、昨年度から問題提起されている郵送料の値上げへの対応として、会員への連絡手段としてメールの全体的な活用の導入を目指す。これらは年々減少傾向にある会員数の対応に繋がるものとしても考えており、協会全体の体制としても各部、委員会、ブロック活動といった体系の見直し等も進めたい。

そして今年度から研修事業や出版物における個人情報保護や差別偏見的表現、また会員への苦情対応といった倫理的な判断や対応が必要となった場合、適宜、倫理委員会を立ち上げることができる体制となった。

II. 管理運営方針

一般社団法人として各種法令に定められた管理すべき事項を遵守する。また定款に定められた各事業を円滑に遂行できるよう努め、以下の内容に取り組む。

1. 一般社団法人として求められている要件整備に努める。
 - (1) 法人の最高意志決定機関である総会への出席会員の増員を図る。
 - (2) 協会活動の原資である会費の早期納入、賛助会員、寄付金の確保に努める。会費納入の利便性を高めるため、納入方法に自動振替の促進に取り組む。
 - (3) 事務局体制を強化し、管理運営に努める。

- (4) 会計処理を事務局で処理する体制を維持する。
2. 事業に関する会員の理解を深め、会員が主体的にかかわり、積極的に参加できることを目的に以下の事業に取り組む。
 - (1) 独自事業である相談会活動を行う。そのために地域の相談会活動の普及を支援し、併せて今後の活動として何が求められているかを把握する。
 - (2) 理事会は、ブロック会・ブロック代表世話人会及び各種専門委員会と連携し、会員の要望を把握し、協会活動に反映するように努める。
 - (3) 相談会等に会員ならびに他職種が安心して参加協力できるように傷害保険に加入する。
3. 「災害支援対策委員会」を中心に「東京都の医療ソーシャルワーカー団体として出来ること」を検討し活動を継続する。被災者への支援の継続と併せて、今後の災害支援対策の確立を目指す。
4. 組織を強化するために会員の理解・協力を求め、協力員の増員を図る。また会員の状況を把握し、協会活動の基盤整備を行う。
5. ICTを活用し、協会事務所の機能強化を図る。
 - (1) ホームページ等を活用し、都民・会員に向けて有力な情報を発信する。
 - (2) 会員管理ソフト等を使用し、メールアドレスをはじめとする会員情報を的確に管理・把握する。
 - (3) Z o o m等を利用しオンラインの事業を推進する。
 - (4) メールマガジンの利用を検討し、業務の効率化と経費削減を図る。
6. 広く都民に対する公益活動として公開講座を開催する。
7. 医療福祉関係の他団体との連携を深め、公益事業と社会活動を推進する。
 - (1) 東京都難病相談・支援センター主催の「難病医療講演会」に医療ソーシャルワーカーの講師を派遣し協力する。「難病相談会」に医療ソーシャルワーカーの紹介の依頼があれば協力する。
 - (2) 東京都看護協会が主催する「看護フェスタ」に東京都をはじめ医療関連12団体と協力して開催する。「看護フェスタ」にて、都民に有用な情報提供のための資料等を配布する。
 - (3) 東京都保健医療局医療政策部医療人材課が主催する「医療従事者ネットワーク連絡会」を通じた活動に参加協力する。
 - (4) 他団体と連携し、地域包括ケアシステムの推進のため、多職種連携連絡会への参加等を図っていく。
 - (5) 他団体の主催する事業に対して、要請があれば当協会会員がイベントや会議に出席し、また講義や研修の講師を務めるなど積極的に協力していく。
 - (6) 国際モダンホスピタルショウ等のイベントへも参加し、協会活動のPRに努める。
8. 次の事業について受託契約し、事業の遂行に努める。
 - (1) 地域巡回医療福祉相談会（東京都）
 - (2) 医療社会事業従事者講習会（スーパービジョン講習会、初任者講習会）及び講習会成果

(医療ソーシャルワークの解決技法) 編集 (東京都)

(3) 定期医療福祉電話相談事業 (東京都)

都民を対象に常設の電話による保健・医療・福祉サービスに関する情報提供や個別相談を行う体制の整をする。電話相談を定期的に行うことにより、都民をはじめ関係機関、会員に対し効果的な相談支援の実現を図る。

9. 未加入医療ソーシャルワーカーの入会を促進するとともに、組織の拡大に努める。

10. 倫理委員会を設置し、必要に応じて適宜、委員会を開催する。

【定款第1号事業】

1) 医療ソーシャルワークの普及及び向上に寄与する事業

1. 公開講座〔自主事業〕

自主事業として都民を対象に、保健・医療・福祉に関する公開講座を開催する。開催回数は、引き続き年1回とする。

2. 相談会関連事業〔自主事業〕

(1) 地域医療福祉相談活動企画運営委員会

都民を対象に、地域の医療福祉相談活動の充実を図ることを目的に、各地の相談会の企画運営を支援するための委員会を開催する。社会問題対策部と総務部の共催で、地域巡回医療福祉相談会運営委員と各地域の地域医療福祉相談会実行委員等で構成す

(2) 地域医療福祉相談会

都民を対象に、自治体や関連団体の協力を得ながら、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供や個別相談を行う(江戸川区・葛飾区・豊島区・西東京市の4カ所)。

3. 災害支援活動〔自主事業〕

2011年3月11日の東日本大震災を契機に災害支援対策委員会を立ち上げた。

「決して忘れないこと、伝えてゆくこと、続けてゆくこと」という理念の基、災害支援、減災・防災対策を行い、各種情報発信を目的に活動していく。

(1) 能登半島地震への支援

東京DWA T・日本医療ソーシャルワーカー協会の派遣支援に協力する。

(2) 災害訓練

SNSを利用した訓練を実施していく。

(3) 災害研修

都協会や他団体の研修、ワークショップを提案し会員の災害知識を深める。

(4) 災害時マニュアル

現代に即した災害時マニュアルに見直す。

(5) 関係組織との連携活動

東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会への参画。

東京都DWA T登録への積極的な広報活動。

日本医療ソーシャルワーカー協会災害担当者会議への参加。

【定款第2号事業】

2) 会員の専門知識・技術の向上に関する事業

会員の教育、研修の場を提供し、会員の資質の向上と、会員相互の交流を促進していくことに努める。また、各ブロックでの研修活動や、会員からの自主的な研修企画・運営への参加など、会員各自が自らの研修の場を創造していくことを支援し、そして、それらに取り組んでいく人材育成を支援する。2025年度は、コロナ禍以前に戻し、オンライン研修も一部残すが、基本的には集合研修で開催する。

また、研修に関しては、日本医療ソーシャルワーカー協会・認定医療ソーシャルワーカーのポイントと連動するよう努力する。

1. 講座〔自主事業〕

2025年度の協会の基本方針「医療ソーシャルワーカーの価値の再確認」、「都協会の在り方を見つめ直す」をテーマとして、年2回の講座を開催し、知識を深め、会員各自の資質の向上につながるようにする。

2. 研修会 ※講師 敬称略

(1) 新人研修〔自主事業＋一部受託事業〕

研修全体で新人として必要な知識や技術や価値等が学べるような内容で企画開催する。2025年度は集合研修を基本とし、受講生同士の交流となる機会も設けられるようにできたらと考える。2025年度は従来の集中コースのみとし、募集規模・開催時間等を検討する。開始時期は、7月後半を予定して開催する。

※定員50名を予定して計画する。

【講師】樋口 昌彦（至誠会第二病院）

仲谷 恵美子（森山脳神経センター病院）

小松 美智子（武蔵野大学非常勤講師・女性の暮らしやすさを考えるソーシャルワーク研究会）

八木 亜紀子（福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
アアライ株式会社）

吉浦 輪（東洋大学福祉社会デザイン学部 社会福祉学科教授）

山谷 佳子（聖マリアンナ医科大学 産婦人科学）

藤平 輝明（元東京医科大学病院 MSW のらねこハウスよろず相談室）

(2) グループスーパービジョン〔受託事業〕

2025年度もA・B・Cの3講座、それぞれ年10回開催する。2025年度は、受講生の実務経験ごとの講座分けを行い、Aグループを実務経験3年まで、Bグループを実務経験3年～5年、Cグループを実務経験5年以上とし、平日夜間および土曜日の午後行

う。

- 【講師】 A：取出 涼子（医療法人財団輝生会）
B：高山 恵理子（上智大学）
C：佐藤 俊一（NPO法人スピリチュアルケア研究会ちば理事長
日本ソーシャルワーク学会理事）

(3) スーパーバイザー養成講座〔自主事業〕

平日の夜間、年8回の開催とする。

【講師】 福山 和女（ルーテル学院大学名誉教授）

(4) 連続講座〔自主事業〕

2025年度は協会の基本方針「医療ソーシャルワーカーの価値の再確認」に沿うテーマで企画し、会員の資質の向上が図れるよう開催する。

【講師】 調整中

3. 日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連携〔自主事業〕

2024年度の連続講座で連携した日本ソーシャルワーク教育学校連盟（東京支部）と交流を図り、共同で研修を企画したりして、会員の専門知識・技術の向上と実習等での負担軽減を図る。

4. プログラム検討委員会

協会の研修事業の体系、内容などを検討する諮問機関。2025年度は、必要におうじて開催し、各研修の状況の把握や運営方法などを検討する。

【定款第3号事業】

3) 医療ソーシャルワークに必要な調査研究に関する事業

1. 医療福祉問題研究委員会〔自主事業〕

当委員会は、「社会福祉・保健・医療分野における調査・研究及びソーシャルアクションを行なうこと」を目的に活動を行う。理事会が承認する専門部会であり、2025年度は以下の委員会の運営を継続・実施する。

(1) 成育医療等を考える小委員会

成育医療等に関する勉強会や見学会を開催し、会員の知識、そして理解を深める機会とする。また、ホームページや会員ニュース等により成育医療等に関する情報を収集・掲載し発信していきたい。

(2) 身元保証に関する小委員会

医療機関や施設において身寄りがいない方が安心して療養できるよう、療養生活にかかわる諸問題を専門家の視点から考え、解決するための支援が出来るよう、研修や情報交換の機会を作り、医療ソーシャルワーカー全体の資質向上を目指す活動を行う。

また、アンケート調査結果や委員会活動から導き出された結果や提案を基に、他職種・

他団体や地域とともに共有した課題や解決策を、地域や東京都・国へ要望していく。

(3) 医療ソーシャルワーカーの現状と未来を考える小委員会

昨年度まとめたアンケート調査結果を第73回公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会全国大会(三重大会)・第45回日本医療社会事業学会をはじめ広報していくと同時に委員会内で今後の医療ソーシャルワーカーのあり方などを更に検討していく。併せて、会員同士が年代別や機能別に集まり、意見交換をすることができる場を作り、協会全体で未来の医療ソーシャルワーカーについて考えていく。

【定款第4号事業】

4) 刊行物の発行物等に関する事業【自主事業】

1. 会員向けニュースレター「東京MSW」の発行(年4回、各号750部)

会員相互の情報共有、現在進行中の制度・現場実践状況について、新しい情報の提供を行うとともに、協会活動の動向を発信する媒体として機能するように内容の充実に努める。また、今後は電子化による発信も検討していく。

2. 機関誌「医療ソーシャルワーク」の発行および販売促進(800部)

(1) 年1回、協会の機関誌として以下の内容を主として編集し発行する。

- ①医療福祉領域を中心とした研究・調査・実践報告
- ②会員内の相互理解促進のための情報提供
- ③会員内外向け医療福祉関連の社会資源の広報

(2) 会員外への広報誌的役割を鑑み、教育機関・関連団体等に寄贈を行い、併せて関連機関誌への広告掲載等により、医療ソーシャルワークの理解を広める。(東京社会福祉士会、医療従事者ネットワーク、多職種連携連絡会、など)